

英国の特許制度について

—Intellectual Property Officeを中心に—

特許審査第三部有機化学 菅原 洋平

抄録

2010年3月から日英特許審査ハイウェイが本格実施へと移行されたこと等に伴い、英国の特許制度に対する理解を深める必要が高まっています。

本稿では、英国知的財産庁の概要、その歴史や建物の様子、特許出願や登録件数、国際的な取り組み、英国特許制度の歴史や概要、審査実務や審査環境等について、文化的な背景も踏まえながら紹介させていただきます。

1. はじめに

2012年のロンドン・オリンピック、ウィリアム王子の婚約発表、大学の学費値上げに対する学生のデモ活動等、英国に関するニュースが日本でも報道されることが多いかと思えます。特許制度関連においても、2010年3月から日英特許審査ハイウェイが本格実施へと移行されたことや¹⁾、2009年度から英国知的財産庁との国際審査官協議が開始された等の話題があります²⁾。そのため、英国の特許制度に接する機会がより増えることが予想され、同制度の理解を深める必要性が高まっていると考えます。

筆者は、2010年6月末からロンドン大学クイーン・メアリー校で知的財産制度について勉強する機会を頂きました。本稿では、大学の講義を通して得られた知識や、英国知的財産庁を訪問した際に受けた説明に基づいて、英国知的財産庁の概要、特許制度の歴史、審査実務等について、文化的な背景も踏まえながら紹介させていただきます。本稿が英国特許制度に関する理解の一助となれば幸いです。

なお、本稿で紹介する内容は筆者の調査研究に基づくものです。英国知的財産庁に関する内容は、訪問時に受けた説明や公式ホームページ等に基づいていますが、必ずしも英国知的財産庁の公式見解ではなく、あくまでも筆者の私見である点にご留意ください。

2. 英国知的財産庁について

2.1 概要

英国知的財産庁は、かつては貿易産業省 (Department of Trade and Industry) の下部組織でしたが、2007年6月のブラウン政権発足に伴い、イノベーション・大学・職業技能省 (Department for Innovation, Universities and Skills) の下部組織となりました。そして、2009年6月は、イノベーション・大学・職業技能省とビジネス・企業・規制改革省が統合し、新たにビジネス・イノベーション・技能省 (Department for Business, Innovation and Skills) が設立されたため、英国知的財産庁は同省の下部組織となり、現在に至ります。英国知的財産庁は同省の一員として、イノベーション支援の観点から、知的財産権に関する責任を担っています。

現在、英国知的財産庁の名称は、「Intellectual Property Office」が使用されていますが、当初は「The Patent Office (英国特許庁)」が使用されていました。2006年12月のゴワーズ・レビュー³⁾に基づいて、2007年4月に名称を「英国知的財産庁 (UK Intellectual Property Office)」に変更し、さらに2008年12月には現在の「Intellectual Property Office」に変更されました⁴⁾。

英国知的財産庁には7つの部門があり、特許 (Patents)、

1) <http://www.meti.go.jp/press/20100310006/20100310006.html>

2) 『特許行政年次報告書2010年版』 p.172 参照

3) 英国の知的財産保護に関する枠組みを検証し、必要な提言をまとめたレビュー http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/media/6/E/pbr06_gowers_report_755.pdf

4) <http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2008/press-release-20081128.htm>



英国知的財産庁の外観

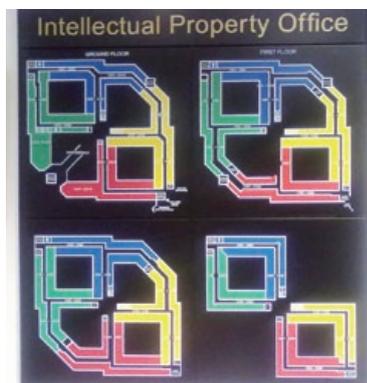
財務 (Finance)、著作権・IPエンフォースメント (Copyright and IP Enforcement)、国際政策課 (International Policy)、イノベーション (Innovation)、商標・意匠 (Trade Marks and Designs)、ビジネスサポート (Business Support) に分かれています。日本特許庁と大きく異なるのは、著作権法も所管している点です。英国知的財産庁には、約235人の審査官が勤務しています。特許部門は3つの審査部に分かれており、全体で12の審査室があります。

2.2 英国知的財産庁の歴史と建物

英国知的財産庁は、1852年改正特許法に基づき、1852年10月にロンドンのサウスハンプトンビルに設立されました。設立当初は、特許、特許博物館、特許図書館を所管していました。1875年からは、登録意匠と商標についても所管しています。特許博物館は、1884年に科学博物館に引き継がれ、特許図書館は、1960年代に大英図書館に科学図書館として引き継がれました⁵⁾。

1991年に英国知的財産庁の本庁舎は、ウェールズのニューポートに移転しましたが、大英博物館の近くに英国知的財産庁ロンドン支局があり、出願受付等の業務を行っています。

ニューポートはロンドンから西に約230km離れたところにあります。日本でいうと東京から静岡の掛川までの距離をイメージしていただければ良いでしょうか。ニューポートはウェールズでは3番目に大きな都市で、首都のカーディフにも近く、多くの審査官がカーディフに住んでいるとのこと。気候は温暖ですが、天気はかなり変わ



英国知的財産庁の建物案内図



食堂の様子



英国知的財産庁ロンドン支局の外観

りやすく、数日以上同じ天気が続くことは珍しいそうです。ニューポートの駅から本庁舎までは車で10分ほどかかり、やや郊外に位置しています。

本庁舎の建物は4階建となっており、上記建物案内図の写真のように口の字型のユニットが4つ繋がっています。審査室は主に1階から3階に位置し、4階は審査部以外の部署があります。また、正面入口を入り、受付を左に入った所には、セミナー等を開催できる大きな会議室があります。本庁舎は英国統計局の建物にも繋がっており、食堂は両方の職員が共同で利用しています。ちなみに、日替わり

5) <http://www.ipo.gov.uk/about/history/history-office.htm>

ランチやサラダ・バイキング等があり、筆者の訪問時のメニューは、フィッシュ&チップスでした。

2.3 英国知的財産庁への出願状況

英国知的財産庁の年次報告書に公表されている情報⁶⁾に基づき、図1に特許出願件数の推移、図2に特許登録件数の推移を、それぞれ内国・外国出願人別に内訳を示しました。特許出願件数、特許登録件数ともに毎年減少しています。2009年における特許登録件数の企業別ランキングのトップ3は、シュルンベルジェ120件、インテル100件、モトローラ72件となっており、日系企業は、19位にホンダ21件、23位に東芝リサーチヨーロッパ19件、27位に住友化学18件となっています。

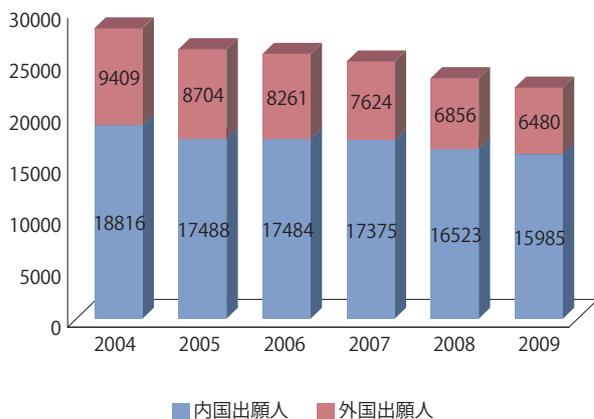


図1 英国知的財産庁における特許出願件数の推移

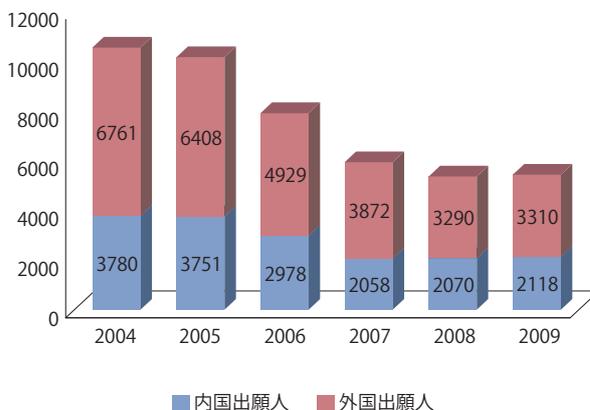


図2 英国知的財産庁における特許登録件数の推移

2.4 英国知的財産庁の国際的な取り組み

英国知的財産庁では、特許審査ハイウェイ (PPH) に積極的に取り組んでおり、冒頭で紹介したとおり2010年3月からは日英PPHの本格実施を開始しています。日本の他には、米国特許商標庁と韓国特許庁ともPPHを実施しています。また、ワークシェアを推進するために、日本特許庁と中国国家知識産権局とは審査官協議を実施しています。その他、2009年10月からWIPOデジタルアクセスサービスを利用した、優先権書類データの電子的交換の枠組みにも加わっています⁷⁾。

3. 英国特許制度の歴史について

3.1 英国特許制度の起源

英国には長い特許制度の歴史があります。その起源は15世紀にまで遡るといわれており、国王が製造業者や流通業者に特権を与える際に、国王の紋章が付けられた開封特許状 (Letters Patent) が使われていました⁸⁾。エリザベス一世とジェームズ一世の時代には、特許制度が濫用され、新規ではない発明に対しても、国家財政の財源確保のために特許が付与されることがあったともいわれています。例としては、石鹼、塩、ガラス、ナイフ、でんぷん、鉄、紙やトランプ等にまで製造と販売の独占権が与えられたといわれます。しかしながら、全ての出願に特許が付与されたわけではなく、水洗便所の案件は拒絶されたともいわれています。ちなみに、エリザベス一世が付与した特許は、30年間にわずか50件だったそうです。このような特許制度の濫用を防ぐために、英国議会は、1624年に専売条例 (Statute of Monopolies) を制定しました。この法律は、基本的に独占を禁止するものですが、6条により、新



開封特許状でエリザベス一世が用いた紋章 (英国知的財産庁提供)

6) <http://www.ipo.gov.uk/about-facts0809.pdf>

7) <http://www.ipo.gov.uk/about-anrep0910.pdf>

8) <http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-about/p-what-is/p-history.htm>

規な製造物 (manner of new manufacture) であれば、例外的に14年間の期限付きで専売権が付与されることを認めています。14年間の保護期間が定められたのは、徒弟制度が影響しているからです。当時、徒弟が一人前になるまでは7年かかるといわれており、特許の独占と引き換えに2人の徒弟に技術を伝える、ということが元になっているようです⁹⁾。

3.2 特許庁の設立と審査官の歴史

特許に関する初の包括的な制定法は、1852年の改正特許法だといわれています。この改正により、特許庁が設立されるとともに、特許出願時の要件として、発明の内容を説明する明細書の提出が加わりました。この法律が制定されるまでは、連合王国のそれぞれの国で特許が発行されていましたが、1つの連合王国特許に統一されました。特許後には索引 (Index) が付与されるようになり、この索引が特許分類の起源になったともいわれています。この索引付与は、特許審査官の先駆けとも言われる7人の「Special Indexing and Abridging Clerks」によって行われ、業務内容としては、分類の管理や索引付与等に関するものでした。1852年の改正特許法には、審査制度に関する規定がなかったため、先行技術調査がなされずに特許が付与されていました。そのため、無効理由が存在するものにも多くの特許が付与されてしまい、それを第三者が無効にすることは難しかったようです。

1883年には、パリ条約に基づく同盟国相互間の義務を果たすために「特許・意匠・商標法」が議会で可決され、この法律により、審査することが義務付けられましたが¹⁰⁾、審査されていたのは、出願書類の様式や発明が十分に記載されている等の記載要件に留まっていた。「Special Indexing and Abridging Clerks」は、審査官と改称され、また、新しい分類を作成することで、体系的な発明の分類付与が可能になりました。1905年には、新規性に関する先行技術調査も採用されましたが、調査対象は過去50年に発行された英国の特許文献に限られていました。先行技術調査の採用に応じて審査官の数も増加し、1900年には71人でしたが、1905年には179人、1908年には256人になりました。進歩性については、1949年改正特許法で付与前異議の理由として導入されたものの、その審査につ



最初の特許審査官の写真
(英国知的財産庁提供)

いては、1977年の英国特許法制定までは実施されていませんでした¹¹⁾。1977年英国特許法は、欧州特許条約 (EPC)、特許協力条約 (PCT) による、英国の義務を達成するために制定されたものです。この1977年英国特許法は、2004年英国特許法に一部改正されています。

4. 英国特許制度の概要について

4.1 特許出願の流れについて

英国知的財産庁に対して出願する場合、願書、明細書、必要な図面、クレームと要約書を提出する必要があります (英国特許法第14条)。特許出願は、郵送でもオンラインでも可能です。出願書類は出願受付部門に送られ、料金の支払いや出願人の特定等のチェックが行われます。特許出願を受領後、3日以内に出願を受領した日と出願番号が出願人に通知されます。その後、国の安全保障や公衆の安全に対し、不利益を与えるような技術が含まれているかどうか、全ての特許出願がチェックされます。もし含まれていた場合、出願公開が制限され (第22条)、一定の場合を除き、外国への出願も制限されます (第23条)。この技術に該当する例としては、軍事技術に関するもので、原子力や核兵器に関する技術、軍用機の飛行機やヘリコプターの構造等が該当します¹²⁾。なお、この出願のセキュリティチェックをする者には、家族も含め、テロ組織等との関係

9) Bently, L., and Sherman, B. (2009) Intellectual Property Law. Oxford University Press. p.337

10) Cornish, W., Llewelyn, D. and Aplin, T. (2010) Intellectual Property: copyright, trademarks and allied rights. London: Sweet & Maxwell Ltd. p.128

11) 前掲書. p.129

12) <http://www.ipo.gov.uk/p-securitylist.pdf>

はないかなど厳しい身辺調査が行われるとのこと。このセキュリティチェックが済んだ案件は、OPTICSシステムに記録され、Patent Electronic Case System (PECS)ファイルが作成されます。2006年以降、紙の出願ファイルからペーパーレス化が進んでおり、すべての出願書類はスキャンされ、ドシエと呼ばれるデータベースに記録されています。審査官はサーチ、審査、補正に関するメッセージが送付されるメールボックスにアクセスし、審査すべき案件をチェックしています。

その後、出願は方式審査部門に送られ、正しい様式で書類が作成されているか、方式審査が行われます。また、Private Applicant Unitと呼ばれる部署もあり、個人出願人等からの出願の方式が整うよう、積極的にサポートをしています。

出願日又は優先日から12か月以内に予備審査請求をする必要があります(第17条)。予備審査請求をしない場合、出願は取り下げられたものとみなされます。この請求がなされた後、出願された発明が新規性や進歩性の要件を満たすか、先行技術調査が行われます。調査結果は、文献のコピーとともに出願人に通知されます。なお、この先行技術調査は、請求から4か月以内に調査報告書を作成することを目標としています。これが英国知的財産庁の特徴にもなっており、出願人にとっては、この調査報告書によって欧州特許庁等に出願するか否か判断できるというメリットがあります。また、要約書は、審査官が先行技術調査をする際に重要なツールとなるため、審査官が要約書を修正することも多いとのこと(第14条(7))。ちなみに、予備審査請求と実体審査請求を同時にした場合は、この先行技術調査と実体審査が一緒に行われます。

出願日又は優先日から18か月後に出願公開がなされず(第16条)。出願人は、出願公開から6か月以内に実体審査請求をしなければなりません。実体審査請求をした後は、審査官によって、新規性、進歩性、明細書の記載要件、発明の単一性等について審査されます。なお、進歩性の判断アプローチとしては、Windsurfingアプローチが取られていましたが、2007年に新たな判決が出たことにより、現在は、Windsurfing/Pozzoliアプローチが取られています¹³⁾。具体的には、以下の段階からなります。

(1) (a) 概念上の「当業者」の認定

- (1) (b) その当業者に関連する共通の一般的知識 (common general knowledge) の認定
- (2) 本願のクレームにおける発明概念 (inventive concept) の認定、もし認定できない場合はそのクレームの解釈を行う
- (3) 相違点の認定、すなわち「技術水準 (state of art) の一部を構成する事項」と「本願の発明概念(またはクレームを解釈した事項)」との相違点の認定
- (4) この相違点について、本願発明の知識なしに、当業者にとって自明なステップを構成するか、一定程度の発明力 (any degree of invention) が必要かの判断

出願が特許性の要件を満たさない場合は、拒絶の理由が記載された審査官報告が通知され(第18条(3))、特許性の要件を満たす場合は特許査定が通知されます(第18条(4))。

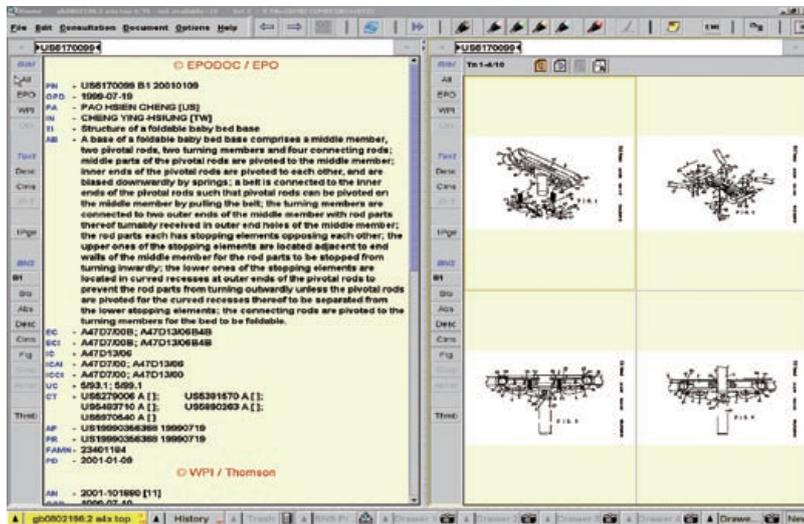
特許出願は、出願日又は優先日から4年6か月以内に、特許が付与される状態しておかなければならない、という期限が定められています。この4年6か月の期限が近づいても特許査定される見込みがない場合等には、聴聞 (Hearing) 手続きに進むことがあります。この聴聞手続きは、出願人と英国知的財産庁の間でなされ、案件について聴聞官 (hearing officer) と呼ばれる担当者に意見を述べる機会が与えられるものです。この聴聞官は、双方の主張を聞いて、中立の観点から当該案件について判断を下します。聴聞手続きは、ロンドンかニューポートのオフィスで行われますが、場合によっては、テレビ会議によってなされることもあるそうです。聴聞手続きの後は、通常は書面により決定がなされます¹⁴⁾。この聴聞の決定に不服がある場合は、高等法院 (High Court) の一部である特許裁判所 (Patent Court) に訴え出ることができます。さらには、控訴院 (Court of Appeal)、最高裁判所 (Supreme court (House of Lords))、欧州司法裁判所 (Court of Justice) にも手続きを進めることができます。

4.2 先行技術調査について

先行技術調査は、当該技術分野の専門家である審査官が行います。新規性や進歩性を判断するため、世界中の文献が検索され、これには特許文献のデータベースと非特許文献のデータベース両方が使われます。

13) *Pozzoli SPA v BDMO SA* [2007] EWCA Civ 588

14) <http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/pro-p-os/p-challenge-decision-results.htm>



EPOQUEの画面 (英国知的財産庁提供)



英国知的財産庁の「ISO9001:2000」

英国知的財産庁の主要なサーチツールは、欧州特許庁が開発したEPOQUENetです。これにより、特許文献、非特許文献等にアクセスできます。審査官が検索する特許文献のデータベースには、Derwent World Patent Indexや欧州特許庁のデータベースであるEPODOCも含まれます。EPODOCには、日本の公開特許英文抄録(The Patent Abstracts of Japan)が含まれています。各技術分野の必要性に応じて、STN、BIOSIS、ELSEVIER、IBM Technical Disclosure Bulletin、INSPEC and MEDLINE等のデータベースや他の商用データベースも使っています。

特許分類としては、国際特許分類(IPC)に加え、かつてはUK Patent Classification(UKC)と呼ばれる独自の特許分類も用いていたそうです。しかし、費用対効果等の観点から、2007年7月からUKCの代わりに、欧州特許庁が使用している特許分類(ECLA)を採用することにしました。ただ、今でもUKCを用いた検索はでき、古い英国特許文献を検索するには有効とのこと。検索をする際は、米国特許分類や日本のFIやFタームも用いているとのこと。なお、審査グループ及び審査担当の範囲は、ECLAに基づいて編成されています。

英国知的財産庁は、広範なデータベースと最先端の検索ツールを使用していることから、先行技術調査や特許の質に関して自信を持っています。これは、英国知的財産庁が、2003年に品質保証に関する国際規格である「ISO9001:2000」を特許付与前の手続きに関して取得したことも関係しています。この国際規格は世界の特許庁では英国知的財産庁が初めて取得したそうです。ISO取得に際しては、

特許を付与するにあたり効率的な枠組み、研修、品質保証、ITシステム、ワークフローの管理や顧客との関係等が評価されるようです。

4.3 審査環境について

審査室は、20人程度で1つの審査グループが形成されており、審査官は2人部屋で審査実務に従事しています。写真のように、縦長の審査室に審査官が向かい合って座るのが一般的なレイアウトのようですが、背中合わせになるような座席配置にすることもあるそうです。

2006年からペーパーレス化が進んでおり、印刷は特許のクレーム等の必要最低限に留められていることが多いようです。紙の包袋もあるのですが、ほとんどが出願日の古い案件のものであり、今は本庁舎から離れた倉庫に保管されているようです。



審査室内の様子

準審査官が指導審査官と合議をする際は、指導審査官の部屋か、面接室のようなもので行われるそうです。

フルタイムで勤務する場合、昼食時間を除き、週に37時間働く必要があります。勤務体系は柔軟で、コアタイムはなく、朝の7時から19時までの間の好きな時間で働くことができます。また、在宅勤務も可能であり、週のうち2、3日程度は在宅勤務を選択している審査官も多く、そういった審査官は、いつ在宅勤務をしているか自分の部屋の入口に掲げています。ただし、在宅勤務を選択した場合は、審査のノルマが若干上乘せされるとのことです。

4.4 審査官の昇進・研修制度について

審査官は、科学、工学、数学の分野で少なくとも学士以上の資格を持っています。博士号取得者や産業界での実務経験を有する者も一定程度いるとのこと。審査官として入庁した最初の月には、内部の審査官や外部の講師による、特許法、特許の歴史、審査の実務、ITシステム等の講座を受講します。最初の2年間は、「B2」というランクで、準審査官 (Associate Examiner) として働きます。経験のある審査官が指導審査官 (Revising officer) として、実際の案件を用いて審査実務の指導、教育を行います。審査ガイドラインを全てカバーするようにカリキュラムが組み立てられ、6か月ごとに進捗状況の報告書が作成されます。入庁3年目で「C1」というランクに位置づけられ、審査官に昇任しますが、昇任にあたっては上司との面接が義務付けられており、人によって昇任の時期が異なる場合もあるようです。また、起案等については引き続きチェックされ続けます。さらに、14の特許法に関するセミナー(ライセンス、特許権の帰属、付与後の権利、ヒアリング等)への参加も義務付けられています。入庁4、5年目は、様々な経験を広めていく時期として、審査業務に従事しながら英国知的財産庁の近くにある大学に2年間通い、特許法だけでなく、英国法、欧州法、IT法、商標法、著作権法、意匠法等の知的財産全般に関する知識を習得します。6年目以降は、上級審査官 (Senior Examiner) への昇進の道があり、6-9年目で昇進しますが、平均的には7年目くらいで昇進するとのこと。上級審査官への昇進には、P.E.P.R. (Patent Examiner Progress Record) と呼ばれる電子上での能力チェックシステムがあり、上級審査官である「C2」に

なるために必要な能力を証拠により示すことが必要とのこと。上級審査官に昇格後は、起案のチェックはほとんどされなくなるとのこと。

審査以外のいわゆる併任の業務に従事することもあり、3年目以降にそういった併任が始まるようです。併任・出向先としては、庁内の法律部門や国際課などの部署、欧州委員会などの国外の関連機関があるようです。また、審査官の業務をしながら審査官協議の等の各種プロジェクトに関わることも多いようです。

5. 文化的側面について

5.1 英国の法体系について

英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドから構成されています。サッカーのワールドカップでは、「英国」としては出場せず、「イングランド」等として出場していることをご存じの方も多いと思います。歴史的な経緯もあるかもしれませんが、英国内では、それぞれの国を尊重する傾向があります。例えば、イングランド等では、イングランド中央銀行が発行するエリザベス女王が印刷された紙幣が発行されていますが、スコットランドや北アイルランドでは、独自の英ポンド紙幣が発行されています。なお、いずれの紙幣も英国内で使用することができます。

英国といえば、判例法の国としてのイメージがあるかもしれませんが、スコットランドと北アイルランドは独自の法体系を持っています。特にスコットランドは大陸法の法体系を発展させてきました¹⁵⁾。このため、スコットランドには刑事事件について独自の最高裁判所 (High Court of Justiciary) があります。また、特許法に関してもスコットランドに対する扱いを別に規定している条文もあります¹⁶⁾。

5.2 料理本は15冊以上持っているのに、レポートリーが7種?

「地獄では、英国人が料理人……」というジョークがあるように¹⁷⁾、英国は料理が美味しくないと、思う人が多いと思います。

英国の一般的な家庭では、15冊以上の料理本を所持し

15) 杉浦保友『イギリス法律英語の基礎』(レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2009) 2頁

16) 例えば、第31条には、スコットランドにおける特許及び特許出願の性質及び取引、第98条にはスコットランドにおける訴訟手続き、第131A条には、スコットランドでの特許法の適用について規定されています。

17) 北村弘樹「遅々として進む欧州」を振り返って〜JPO欧州支店・ジェトロデュッセルドルフでの3年3月〜」特技懇256号(2010) 99頁

ており、レシピの数は1,500種類以上になるはずが、食卓に出るレパートリーは7種類(ソース添えパスタ、炒め物、スパゲッティ・ボロネーズ、オムレツ、シチュー、シェパードパイ、ローストミートと野菜の付け合わせ)で、毎週同じ料理を作っているようです¹⁸⁾。理由は、本に掲載されているレシピが複雑で、必要な食材を何種類も買い揃えるのが大変とのことですが、英国人があまり料理にこだわりを持っていない、という一例なのかもしれません。

ロンドンでパブに行くと、小分けの塩、胡椒、ケチャップやマスタードがたくさん用意されています。また、マクドナルドやケンタッキーフライドチキンといったチェーン店でも塩、胡椒が置いてあります。英国人に聞くと、自分で塩・胡椒等の味付けをせずに食べられるのは一部の高級レストランだけであって、自分の好みに合わせて味付けするのが一般的なようです。

5.3 ロンドン交通事情

ロンドン中心部では、交通渋滞の解消に向けて様々な対策が講じられています。例えば、渋滞税 (Congestion Charge) と呼ばれる税金があり、ロンドン中心部に車で乗り入れると1日につき8ポンド課金されます。また、2010年7月からは「ボリス・バイク」と呼ばれるレンタサイクル事業が始まりました。ロンドン市内各地に300箇所以上の駐輪施設が設けられ、6000台の自転車が導入されています。

「Tube」の愛称で親しまれる地下鉄は、ロンドン市民の重要な交通手段の1つです。ただ、地下鉄に乗っていると目的地が急に変更されることや、ホームの混雑を理由に、停車するはずの駅を通過されてしまうこともよくあります。最近では、ストライキが多く、ストの日は、バス、タクシー、自転車、徒歩で職場等まで向かわなくてはなりません。ロンドン市民は不便なことに慣れているせいか、文句を言いながらもストの日はかなり早く起きて、何とかして職場に向かう我慢強さにも驚かされます。

6. おわりに

2010年11月に、デビット・キャメロン首相が英国版シリコンバレー構想を発表しましたが、それに併せて知的財産法も見直すという動きがあります¹⁹⁾。見直しの方向性と

しては、インターネット時代に合わせ、米国のフェアユースに関する規定の導入や、いわゆるコミュニティパテントレビュー (Peer to patent system) の導入を検討するということです。2011年4月にレポートが出される予定となっており、今後も英国における知的財産制度の議論から目が離せません。

今回は、英国の特許制度の中でも英国知的財産庁を中心に紹介させていただきましたが、ライセンス・オブ・ライト等の他の特徴的な制度もありますので、本稿が英国の特許制度に対して関心を持つきっかけとなれば幸いです。

最後になりましたが、本稿を執筆するにあたり、多くの方からご協力とご助言をいただきました。訪問を快く受け入れてくださり、様々な情報を提供してくださった英国知的財産庁の皆様にも、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

[参考文献]

ティナ・ハートほか『イギリス知的財産法』(レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2007)

profile

菅原 洋平 (すがはら ようへい)

平成13年4月 特許庁入庁

特許審査第三部有機化学、総務課、調整課審査企画室、特許審査第三部審査調査室を経て、平成22年6月よりロンドン大学クイーン・メアリー校に留学中

18) <http://www.dailymail.co.uk/femail/food/article-1314779/The-seven-recipe-home-chefs-use-cookbook.html>

19) <http://www.bis.gov.uk/assets/biscore/innovation/docs/b/10-1234-blueprint-for-technology>